

仕事と不妊治療の 両立支援のために

～働きながら不妊治療を受ける従業員へのご理解をお願いします～

近年の晩婚化等を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加しており、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられます。また、厚生労働省が行った調査によると、仕事と不妊治療との両立ができず、16%の方が離職しています。

このように、人材を失うことは、企業にとって大きな損失です。仕事と不妊治療の両立について職場での理解を深め、従業員が働きやすい環境を整えることは、有能な人材の確保という点で企業にもメリットがあるはずです。

このリーフレットは、職場内で不妊治療への理解を深めていただくために、不妊治療の内容や職場での配慮のポイント、仕事と治療の両立に役立つ制度などを紹介するものです。

約**20**人に**1**人

2015年に日本では51,001人が生殖補助医療(体外受精、顎微授精、凍結胚(卵)を用いた治療)により誕生しており、全出生児(1,008,000人)の**5.1%**に当たります。

(性別別統計による出生、及び日本厚生労働省「ARTデータブック(2015年)」、
全出生児数:厚生労働省「平成27年(2015)人口動態統計の年間性別」による)

5.5組に**1**組

日本では、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある(または現在受けている)夫婦は、全体で**18.2%**、子どものない夫婦では**28.2%**です。

(国保社会保険人口問題調査(2015年社会保険・人口問題調査)による)

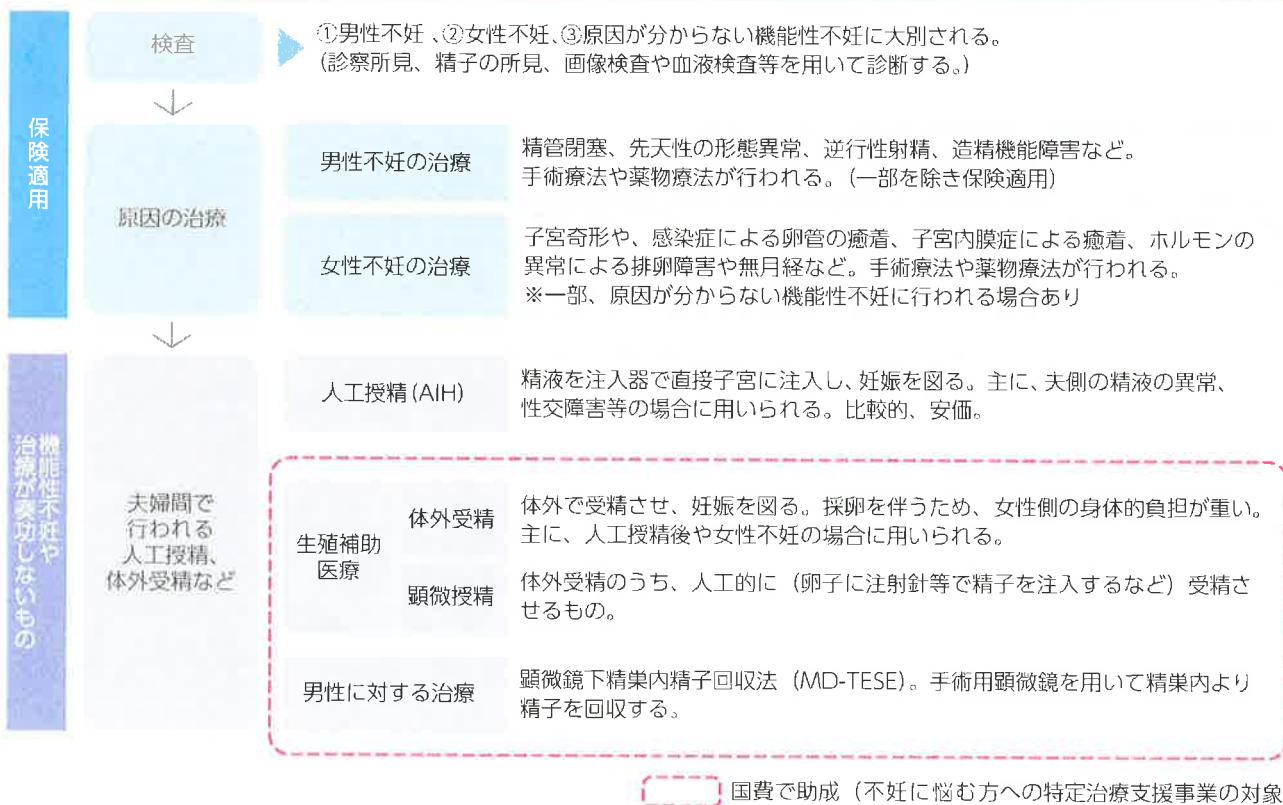


知っていますか？不妊治療

不妊治療について

不妊の原因は、女性だけにあるわけではありません。男性に原因があることもありますし、検査をしても原因がわからないこともあります。また、女性に原因がなくても、女性の体には、治療に伴う検査や投薬などにより大きな負担がかかります。男性も女性も、検査によって不妊の原因となる疾患があると分かった場合は、原因に応じて薬による治療や手術を行います。排卵日を診断して性交のタイミングを合わせるタイミング法、内服薬や注射で卵巣を刺激して排卵をおこさせる排卵誘発法、精液を注入器で直接子宮に注入する人工授精などの一般不妊治療では妊娠しない場合に、卵子と精子を取り出して体の外で受精させてから子宮内に戻す「体外受精」や「顕微授精」などの生殖補助医療を行います。不妊治療は、妊娠・出産まで、あるいは、治療をやめる決断をするまで続きます。年齢が若いうちに治療を開始したほうが、1回あたりの妊娠・出産に至る確率は高い傾向がありますが、「いつ終わるのか」を明らかにすることは困難です。治療を始めてすぐに妊娠する場合もあれば、何年も治療を続けている場合もあります。

不妊治療の流れ（概略図）



特定不妊治療への助成

対象治療法：体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）

対象者：特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）

給付の内容：①1回15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）

※初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成

※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円）

②男性不妊治療を行った場合は15万円（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）

所得制限：730万円（夫婦合算の所得ベース）

※制度は平成29年度のもので、変更になる場合があります。また、地方自治体独自の制度がある場合があります。

不妊治療のスケジュールについて

不妊治療に要する通院日数の目安は、概ね以下の通りです。ただし、以下の日数はあくまで目安であり、医師の判断、個人の状況、体調等により増減する可能性があります。

体外受精、顕微授精を行う場合、特に女性は頻繁な通院が必要となります。排卵周期に合わせた通院が求められるため、前もって治療の予定を決めることが困難です。また、治療は身体的・精神的な負担を伴い、ホルモン刺激療法等の影響で体調不良等が発生することがあります。

また、診察時間以外に2~3時間の待ち時間がすることが一般的です。

月経周期にあわせて一般不妊治療を何回行うかは、年齢や個人の状況によって変わりますが、3~6回が一般的です。

| 治療 | 月経周期ごとの通院日数の目安 | |
|--------|--|------------------------|
| | 女性 | 男性 |
| 一般不妊治療 | 診察時間1回30分程度の通院：4日～7日 人工授精を行う場合、上記に加え 診察時間が1回2時間程度の通院：1日～ | 0～半日 ※手術を伴う場合には1日必要 |
| 生殖補助医療 | 診察時間1回1～2時間程度の通院：4日～10日 + 診察時間1回あたり半日～1日程度の通院：2日 | 0～1日 ※手術を伴う場合には1日必要 |

プライバシーへの配慮について

不妊や不妊治療に関するることは、その従業員のプライバシーに属することです。従業員自身から相談や報告があった場合でも、本人の意思に反して職場全体に知れ渡ってしまうことなどが起こらないよう、プライバシーの保護に配慮する必要があります。また、職場での従業員の意に反する性的な言動（性的な事実関係を尋ねる、性的な冗談やからかい等）は、セクシュアルハラスメントになる可能性がありますので注意が必要です。

● 仕事と不妊治療の両立に関する問合せ先一覧

▶ 不妊に悩む方の相談先

不妊専門相談センター 各都道府県、指定都市、中核市が設置している不妊専門相談センターでは、不妊に悩む夫婦に対し、不妊に関する医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について医師・助産師等の専門家が相談に対応したり、診療機関ごとの不妊治療の実施状況などに関する情報提供を行っています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken03/>

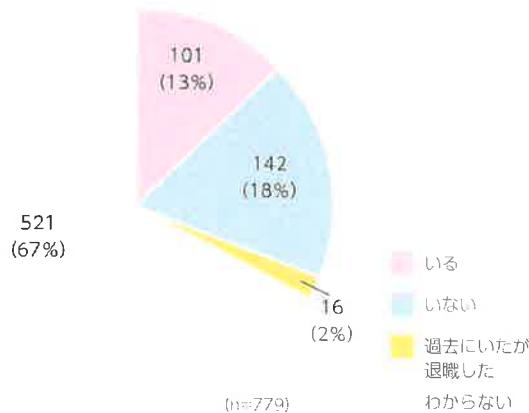


▶ 労働条件や労働問題等に関する問合せ先

| 名称 | 相談できること | 相談時間 | 連絡先 |
|-----------------------------|--|------------------------------------|---|
| 都道府県労働局 雇用環境・均等部(室) | (1)性別を理由とする差別、(2)妊娠、出産・育児休業等を理由とする不利益取扱、(3)セクシュアルハラスメント、(4)妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、(5)育児・介護休業について相談を受け付けています。 | 月～金 (祝祭日、年末年始除く) 8:30～17:15 | http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/ |
| 都道府県労働局・監督署の 総合労働相談コーナー | 解雇・雇止め、配置転換、賃金の引下げなどの労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、あらゆる労働問題に関する相談を受け付けています。 | 右記参照 | http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html |
| 労働基準監督署 | (1)労働時間、賃金、解雇等の労働条件に関する事や(2)職場の安全や衛生に関する事、(3)労災保険に関する事について相談を受け付けています。 | 月～金 (祝祭日、年末年始除く) 8:30～17:15 | http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/ |
| 労働条件相談ほっとライン (厚生労働省委託事業) | 平日夜間・土日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付けています。 | 月～金 17:00～22:00 土・日 10:00～17:00 | 電話：0120-811-610 |

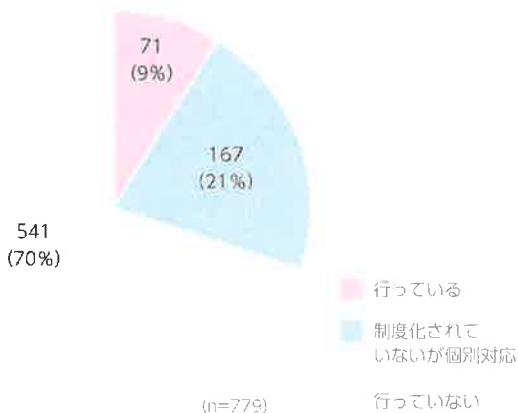
『仕事と不妊治療の両立支援について』企業アンケート調査結果*

貴社では、不妊治療を行っている従業員がいますか。



(注:「いる」と「過去にいたが退職した」両方に回答した企業が1社含まれる)
※円グラフのデータラベル:回答数(回答数のパーセンテージ)以下、同じ。

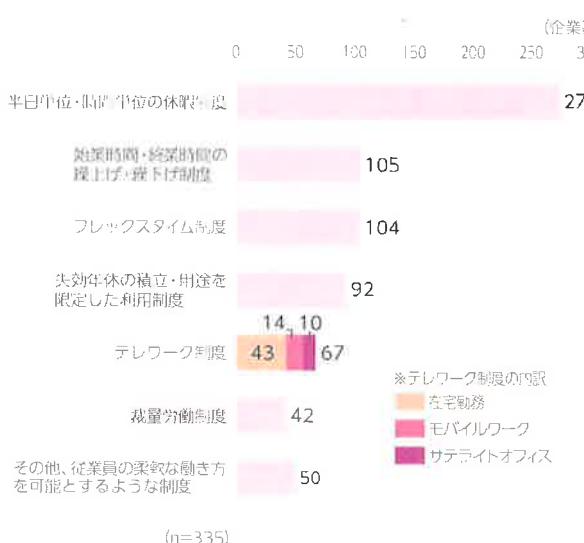
貴社では、不妊治療を行っている従業員が受けられる支援制度や取組を行っていますか。



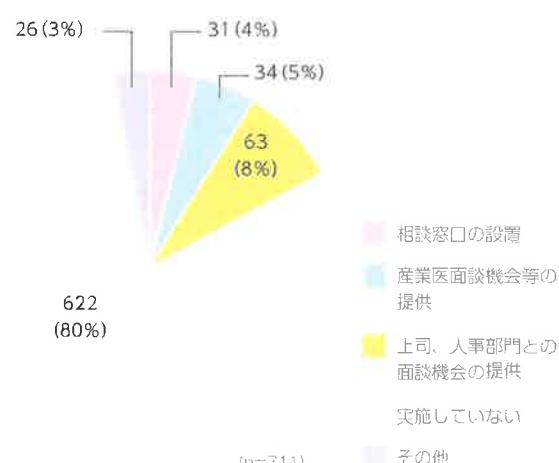
貴社で導入している、不妊治療のための制度（目的が不妊治療に特定されている制度）として、該当するものを記入ください。（複数回答）



貴社における従業員の柔軟な働き方を可能とする取組（目的が不妊治療に特化されていない制度）について教えてください。（複数回答）



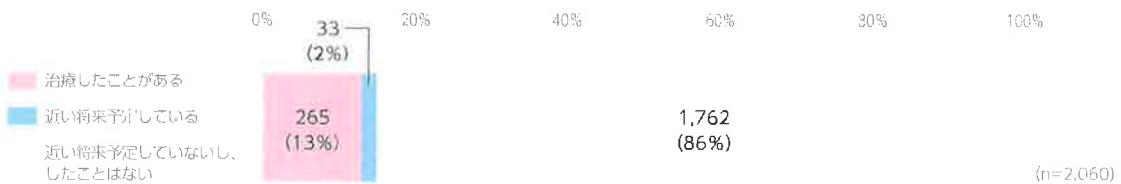
貴社では、従業員の不妊治療と仕事の両立を支援するため、不妊治療を行っている従業員を対象とした取組を実施していますか。（複数回答）



*平成29年度「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」(厚生労働省)
企業アンケート調査（「女性の活躍推進企業データベース」においてデータ公表を行っている企業7,909社から。
従業員規模10人以上の企業4,000社を無作為抽出してアンケートを配付。回答数：779社）

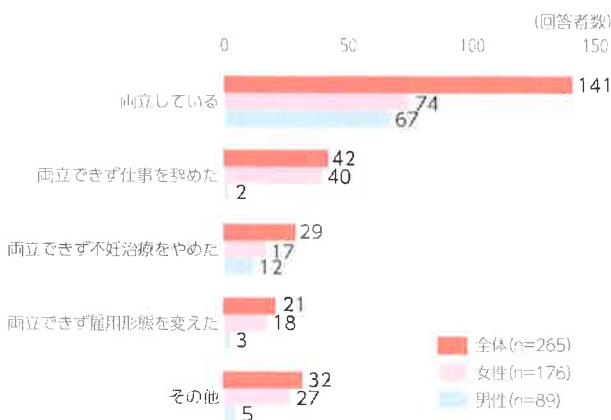
『仕事と不妊治療の両立支援について』労働者アンケート調査結果*

あなたは不妊治療をしたことがありますか。
ない方は近い将来不妊治療を予定していますか。



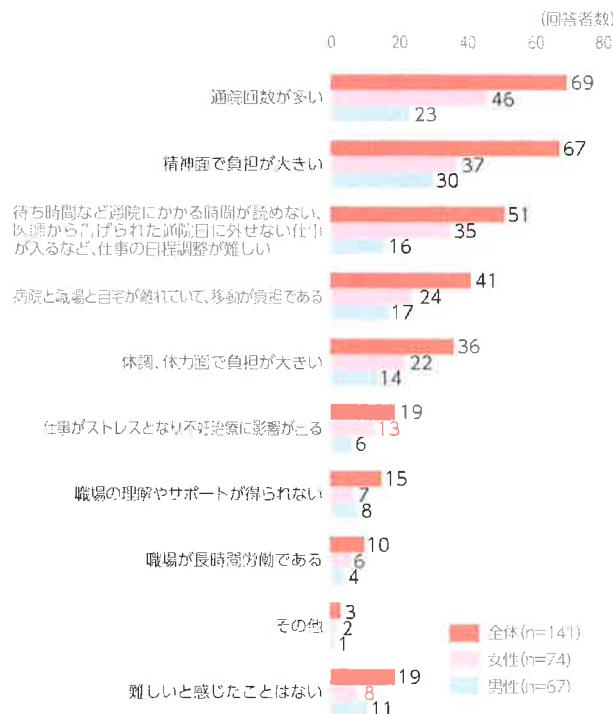
[不妊治療をしたことがある方]

あなたは不妊治療と仕事の両立を、現在していますか
(過去にしていましたか)。



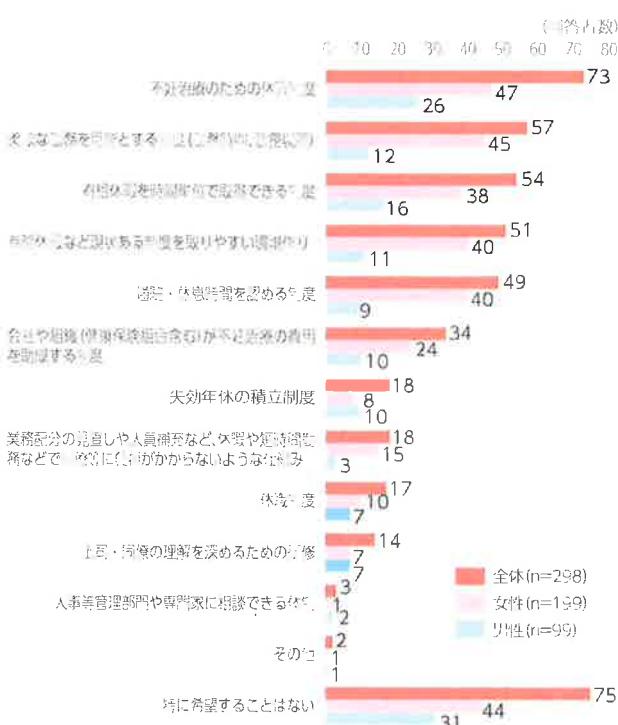
[不妊治療と仕事の両立をしている方]

不妊治療と仕事の両立が難しいと感じたことはありますか。難しいと感じたことがある場合、それはどのようなことですか。(複数回答)



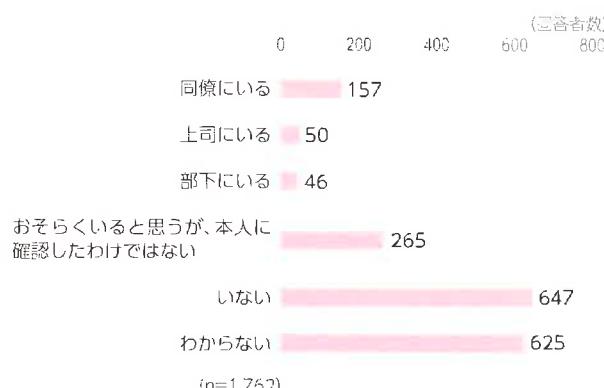
[不妊治療をしたことがある、又は予定している方]

あなたが不妊治療と仕事の両立をする上で会社や組織に希望することがあれば教えてください。(複数回答)



[不妊治療を予定していないし、したことはない方]

あなたの職場に不妊治療をしている(していた)人はいますか。(複数回答)



従業員の不妊治療をサポートする企業の取組について

不妊治療は、頻繁に通院する必要があるものの、1回の治療にかかる時間は治療内容等によりさまざまです。このため、

通院に必要な時間だけ休暇を取ることができるよう、年次有給休暇を時間単位で取得できるようにする（注）

不妊治療目的で利用できるフレックスタイム制を導入して、出退勤時刻の調整ができるようにする

など、柔軟な働き方を可能とすることによって仕事との両立をしやすくする取組のほか、不妊治療のための休暇（休職）制度を設けたり、治療費の補助や融資を行うなど、独自の取組を行っている企業もあります。

ここに、仕事と不妊治療の両立支援に取り組む企業の取組事例の一部をご紹介します。

（注）使用者は、労使協定を締結することにより、1年に5日分を限度として時間単位で年次有給休暇を与えることができます（労働基準法第39条第4項）。

● 不妊治療を目的とした休職・休暇制度 ※企業独自の制度の説明

不妊治療休職制度

運輸業 A 社 従業員数：10,000人～

制度の概要

体外受精・顕微授精を行う場合、最長1年間、休職が可能。休職期間中は無給。利用は1人につき1回限り。

出生支援休職制度

製造業 B 社 従業員数：5,000～10,000人

制度の概要

不妊治療を目的として、最長1年間休職が可能。休職期間中の社会保険料は相当額を会社が補助。在職期間中1回に限る。

失効年休の積立体暇制度

小売業 C 社 従業員数：5,000～10,000人
製造業 D 社 従業員数：5,000～10,000人

制度の概要

失効した年次有給休暇を積み立て、不妊治療等のために特別休暇（有給休暇）として利用できる制度。1日単位 / 半日単位で利用可能。

● 不妊治療のための費用の助成制度 ※企業独自の制度の説明

不妊治療貸付制度

建設業 E 社 従業員数：1,000～5,000人

制度の概要

体外受精・顕微授精・精巣内精子生検採取法などに要する費用を貸し付け、給与天引きの形で返済する制度。

こうのとりサポート制度

小売業 F 社 従業員数：100～300人

制度の概要

不妊治療及び養子縁組に要した費用について、12万円／年、最大5年間、合計60万円まで補助する制度。

共済会補助金制度

製造業 G 社 従業員数：5,000～10,000人

制度の概要

不妊治療に要した費用が5万円を超えた場合に、5万円まで共済会が拠出する制度。利用は1年度内に1回限り。

● 不妊治療に特化していないが、両立を支援するための柔軟な働き方に関する制度 ※一般的な制度の説明

フレックスタイム制度

複数社

制度の概要

1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度。1日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出社または退社してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分け、出社、退社の時刻は労働者が決定する。なお、コアタイムは必ず設けなければならないものではなく、労使協定により決定する。

半日単位・時間単位の年次有給休暇制度

複数社

制度の概要

年次有給休暇の半日単位付与：労働者が希望し、使用者が同意した場合、年次有給休暇を半日単位で与えることが可能。

年次有給休暇の時間単位付与：労使協定により、年次有給休暇について5日の範囲内で時間を単位として与えることが可能。

テレワーク制度

複数社

制度の概要

情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。就業形態、業務内容等により、利用対象者、運用の方法等は各社で異なる。インターネットなどの技術を活用し、本来勤務する場所から離れ、自宅などで仕事をすることが可能。

● 不妊治療に特化していないが、従業員からの相談を受ける取組

福利厚生支援制度

建設業 H 社 従業員数：1,000～5,000人

制度の概要

従業員のライフプランへの支援、仕事との両立のための制度、サービスなどの各種情報提供や相談窓口として専用の Web サイトを設置しており、本人および 2 親等以内の家族が利用可能。ハラスメントや健康相談については社外専門機関に匿名での相談も可能。

ワーキングサポートダイヤル

不動産業 I 社 従業員数：5,000～10,000人

制度の概要

従業員のライフイベントと仕事の両立についての相談窓口として社内に設置。

～従業員の仕事と不妊治療の両立へのご理解と配慮をお願いします～

ここにご紹介した以外にも、個別にシフトを調整したり、勤務時間を見直したり、あるいは一時的な休職や短時間勤務を認めたり、というように、制度化されていなくても柔軟な勤務を認めている企業は多数あります。

仕事と不妊治療の両立を希望する従業員本人とのコミュニケーションをしっかりとることにより、業務や職場に支障のない範囲で、一次的に柔軟な勤務を認めたり、配慮することは、人材確保の観点からも重要です。

ご参考

「不妊治療連絡カード」をお役立てください！

「不妊治療連絡カード」は、不妊治療を受ける、今後予定している従業員が、企業側に、不妊治療中であることを伝えたり、企業独自の仕事と不妊治療の両立を支援するための制度等を利用する際に使用することを目的として作成したものです。

企業や職場に、仕事と不妊治療の両立に関する理解と配慮を求めるためのツールとして、又は、仕事と不妊治療の両立支援制度を利用する際に医師又は医療機関が発行する証明書等として、企業や職場と、仕事と不妊治療の両立を行う従業員の方をつなぐツールとしてお役立てください。

「不妊治療連絡カード」はこちらから
ダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/30.html>



才モテ

不妊治療連絡カード（表）

不妊治療連絡カード（表）は、本カードに記名・捺印した労働者が、

- ・不妊治療を実施中であること、又は不妊治療を予定していること
 - ・実施（予定）時期
 - ・特に配慮が必要な事項（ある場合）

等を、事業主（企業側）に対して示すための書類です。

労働者は、必要に応じて、医療機関名・医師氏名の記入及び捺印をお願いいたします。

企業においては、労働者から「不妊治療連絡カード」の提示があった場合には、労働者に必要な制度を利用させることや適切な配慮をすることなど、働きながら不妊治療を受ける労働者へのご理解をお願いします。

ウラ

不妊治療連絡カード（裏）

不妊治療連絡カード（裏）には、

- ・我が国における不妊治療の現状
 - ・不妊治療のスケジュール（目安）等について記載しています。

記載内容を参照し、仕事と不妊治療の両立をしている労働者に適切な配慮をするなど、働きながら不妊治療を受ける労働者へのご理解をお願いします。

また、必要に応じて、本カード（裏）を活用いただき、職場内での不妊治療への正しい理解を深めていただけよう、お願いします。